

知って  
いますか？

## パートナーシップ宣誓制度

さまざまな自治体で導入が広がる「パートナーシップ宣誓制度」。どんな制度か、知っていますか？多様性を認め合う社会を目指すこの制度。「パートナーシップ宣誓制度」の概要や可能性について、LGBT 法連合会・事務局長代理の下平 武さんに聞きました。



### 豆知識

#### ◆ LGBT とは

レズビアン（女性同性愛者）、ゲイ（男性同性愛者）、バイセクシュアル（両性愛者）、トランスジェンダー（身体と心の性が一致せず違和感を持つ人）の頭文字をとった、性的マイノリティを指す言葉として使われることもあります。

### 目次

- ① 「パートナーシップ宣誓制度」とは
- ② 同性カップルが困っていること
- ③ LGBT を取り巻く世界と日本の状況

# パートナーシップ宣誓 制度ってどんな制度？

## 1 「パートナーシップ宣誓制度」とは

「パートナーシップ宣誓制度」とは、同性カップルが、お互いを人生のパートナーであると宣誓したことを公的に証明する制度のこと。自治体による独自の制度のため、法的効力はなく法律上の夫婦に認められるような相続権や税制優遇などはありません。しかし、この制度の導入はLGBTの人たちを尊重し、差別されることがない社会の実現を目指すもので、社会の多様性を認める上で画期的な制度です。

「パートナーシップ宣誓制度」は、制度の発端になった渋谷区と世田谷区を例に、「条例」型と「要綱」型の2つに分けることができます。その特徴は以下の通りです。

条例型	「条例」とは議会が決議されるもので、議会の決議が必要な点で要綱と異なります。条例を変えたり無くしたりする場合には、同じく議会の決議が必要なことから、施策が安定的なものとなります。渋谷区は条例を根拠にパートナーシップの証明を発行しており、その証明書の発行の申請には公正証書の提出が必要とされますが、豊島区は同じく条例が根拠であるものの、申請に公正証書は必要ありません。
要綱型	「要綱」とは行政の判断で策定できるもので、議会の決議を必要とせず、原則として行政内部を対象とするものです。行政としては取り組みやすく、要綱の見直し等も行政の判断で行うことができます。「パートナーであること」を証明する書類を交付する「要綱型」のパートナーシップ制度は、全国各地に広がっています。

### ■ パートナーシップ宣誓制度のメリット

「パートナーシップ宣誓制度」の導入は、同性カップルの自由な意思が尊重され、当事者に安心感をもたらすこととなります。また、LGBT に対する偏見や差別のない、多様性を認め合う社会の実現につながります。最近では自治体や企業からLGBTに配慮したサービスが受けられるようになりました。

- 公営住宅での同居
  - 生命保険金などの受け取り
  - 賃貸契約時の理解
  - 携帯電話の家族割の申し込み
  - クレジットカードの家族カードの作成
  - 病院での面会や立ち会いの同意
  - 会社の福利厚生
- ※自治体・企業により異なります。

### 専門家から ひと言



これまでLGBTの当事者が生活する上で困っていることについては、あまり知られてきませんでした。「パートナーシップ宣誓制度」が誕生したことで、同性カップルの関係を尊重する機運が高まり、それに伴って事業者でも同性カップルを尊重する取り組みなどが増えています。制度には法的な効果はありませんが、LGBT当事者の気持ちを受け止める意味で、とても大きな意義があると言えます。

## 3 LGBTを取り巻く世界と日本の状況

### ■ 世界の状況

世界では「パートナーシップ」や「シビル・ユニオン」など法律婚に近い制度を導入している国や、同性婚を認めている国もあります。現在、同性婚を認める法律のある国は世界で29カ国※。アジアでは、台湾で2019年5月に同性婚が認められるようになりました。

※2021年1月時点

### ■ 日本の状況

日本では同性婚は認められていませんが、2015年の東京都渋谷区と世田谷区を皮切りに、多くの自治体が「パートナーシップ宣誓制度」を導入。2021年1月時点で60を超える自治体で施行されています。千葉県では、千葉市が2019年1月、松戸市が2020年11月から制度を導入。浦安市でも2021年5月に「パートナーシップ宣誓制度」が施行される予定です。

### ■ 同性婚を認めた国とその年代



## 2 同性カップルが困っていること

全国の自治体で広がり始めた「パートナーシップ宣誓制度」。その背景には、同性カップルの実生活における困難が徐々に知られてきたことが挙げられます。当事者は普段の生活でどのようなことに困っているのでしょうか？いくつかの例を見てみましょう。

### ■ 同性のカップルが直面する困難

- 公営住宅への入居を申し込んだところ、同居家族にあたらないうとして拒否された。
- 年金の第3号被保険者に加入しようとしたが、配偶者でないため拒否された。
- パートナーが入院しても付き添いや看護をさせてもらえなかった。
- パートナーとの死別に際して、パートナーの財産を相続できなかった。
- 同性パートナーの存在を隠しているため、単身者扱いで転勤を命じられた。カミングアウトできる環境ではなかったため、泣く泣く転勤命令に従った。

### 専門家から ひと言



「パートナーシップ宣誓制度」は同性のカップルの気持ちが尊重されるという意味では非常に意義がある制度です。ただ、法的効力があるわけではないため、LGBT当事者が直面する課題がすべて解決するかというと、それは厳しいと言えるでしょう。特に、共同親権や配偶者控除、年金などは法律が改正されない限り、実現が難しいと言えます。その一方で、「パートナーシップ宣誓制度」の導入に触発されて、フォトウェディングや携帯電話の家族割などのサービスを同性カップルに提供するLGBTフレンドリーな事業者も増えています。制度が広がることによって、性的指向・性自認にかかわらず、誰もが差別のない平等なサービスを受けられるといった、良い変化が生まれ始めていると思います。

### 豆知識

- ◆ **SOGIハラ(ソジハラ)とは**  
性的指向や性自認に関するハラスメント。「SOGI」は「Sexual Orientation (性的指向)」と「Gender Identity (性自認)」の頭文字を表します。
- ◆ **性的指向とは**  
どの性別を恋愛・性愛の対象とするか・しないかの指向。異性の場合は「異性愛」、同性の場合は「同性愛」、異性・同性の両方に向く場合は「両性愛(バイセクシュアル)」といえます。
- ◆ **性自認とは**  
自分の性別に対する認識のこと。「こころの性」とも呼ばれ、身体的性とは関係ありません。
- ◆ **アウトティングとは**  
本人の性的指向や性自認を本人の同意なく第三者に暴露すること。

### 専門家から ひと言



「パートナーシップ宣誓制度」が広がることで、最も変わるの当事者の安心感ではないでしょうか。「制度があるのだから、この自治体はLGBT当事者に理解があるはず。困ったときに話を聞いてくれるだろう」と、勇気づけられると思います。さらに、自治体同士の連携により、転居などで居住地が他の自治体に移ってもパートナーシップが維持できるようになれば、もっと使いやすい制度になると思います。

# 「パートナーシップ宣誓制度」は 多様な社会につながる第一歩

## 多様性への理解度は着実に広がっている

諸説がありますが、日本で「LGBT」という言葉が使われるようになったのは2001年頃だと言われています。それから15年が過ぎ、2015年に渋谷区と世田谷区で同性カップルの関係を尊重する制度が誕生しました。

「条例型」「要綱型」どちらのタイプであっても、自治体が同性カップルの関係を認め尊重する姿勢を示すことになり、社会的に非常に意義が大きいことです。すべての人の権利の平等を目指す地道な歩みが、着実に根付いてきた証だと感じています。

昨年（2020年）、ある自治体の議員のLGBTに関する発言が物議を醸しました。LGBTへの認知や理解が広がっていなければ、話題にならず素通りされていたはず。あの騒動への世論の反応も、20年という月日をかけて、できることを少しずつ積み重ねてきた成果によるものだと思います。

## 事業者と行政職員への地道な啓発が必要

「パートナーシップ宣誓制度」ができたからと言って、LGBT当事者が直面する困難がたちどころに解決するわけではありません。ですが、「なぜそのような制度が必要で、その背景には何があるのか？」という点に目が行くはず。病院での面会や手術の立ち会い、不動産賃貸の契約など、当事者が直面する問題は数多くあります。

不動産の場合は、仲介する不動産業者ではなく、貸す側の大家が拒否するケースも少なくありません。「パートナーシップ宣誓制度」ができたことで、さまざまな事業者がLGBT当事者が直面する困難に気づき、それらを解決するサービスが広がっていくことを期待しています。もちろん、そのためには事業者に向けた啓発活動が不可欠です。

それと同時に、行政職員への研修も必要です。宣誓書を提出するのは自治体の窓口。そこで、もし心ない対応を受けてしまったら当事者はどんな気持ちになるでしょう？ そのような事態を避けるためにも、職員への啓発は大切でしょう。

2019年5月に「改正労働施策総合推進法（パワハラ防止法）」が成立し、事業者に対して「SOGIハラ（ソジハラ）」や「アウティング」の防止策を講じることが義務付けられるようになりました。この法律は自治体にも適用されます。法改正に関する研修などを積極的に活用し、「知っておくべき最低限の知識」を啓発し取り組んでいくことが大切です。

できることを1日1日積み重ねていく。時間と労力はかかりますが、地道に取り組むを進めていくことで、より開かれた多様な社会に近づいていくことができると思います。



下平 武（しもだいらたける）さん

性的指向および性自認等により困難を抱えている当事者等に対する法整備のための全国連合会（通称：LGBT法連合会）

2015年4月5日設立。性的指向および性自認等により困難を抱えている当事者等に対する法整備を進めるために発足し、政策提言や学習会の実施、情報発信など、幅広い活動を行っている。



※ QRコードからもアクセスできます。

## 浦安市で「パートナーシップ宣誓制度」が始まります！

2021年5月から、浦安市でも「パートナーシップ宣誓制度」が始まります！誰もが互いの権利を尊重し、多様な個性や価値観が認められる社会を、浦安市はつくっていきます。「浦安市パートナーシップ宣誓制度」の詳細は市ホームページをご覧ください。

■浦安市パートナーシップ宣誓制度

<http://www.city.urayasu.lg.jp/todokede/danjo/1029896/1031565.html>

（アクセス方法：浦安市ホームページ⇒届出・税・生活⇒人権・男女共同参画⇒パートナーシップ宣誓制度）

## 多様性社会推進課・ルピナス information

多様性社会推進課・ルピナスでは、「相談」・「講座の開催や図書の貸出し等を通じての情報提供」・「市民の交流・ネットワークづくりの支援」をしています。

### 開所時間 / 場所

時間 月～金 8:30～17:00  
(土・日・祝・年末年始休み)  
場所 文化会館2階

### 相談

女性が抱えるさまざまな問題を自ら解決するための支援をしています。

■女性のための相談（予約制）

毎週 月・火・木 10:00～16:00 ※14:30～20:00の場合あり

■女性のための法律相談（予約制・月2回）

人権に関するさまざまな問題について、法務大臣から委嘱された人権擁護委員が相談に応じます。

■人権相談（予約制）

毎月 第2月 13:00～15:00

個室で相談が受けられます▶  
(※秘密は守られます)

